

☆医療的ケア児、都内2千人超 新法で自治体に支援義務

日本経済新聞 2021年8月13日

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCC102TN0Q1A810C2000000/>

＞ 日常的にたん吸引や人工呼吸器などのケアが必要な「医療的ケア児」や家族に対する支援を自治体に義務付ける医療的ケア児支援法が9月18日に施行される。東京都内では世田谷区や杉並区などが先駆的に支援に取り組んできた。支援団体からは施行をきっかけに自治体間の格差解消が進むと期待の聲が上がる。

同じ境遇の人と知り合う機会は病院以外では限られた。こういう場所ができたのはありがたい」。世田谷区が8月3日に開設した医療的ケア相談支援センター「Hi・na・ta（ひなた）」。

水難事故で脳症を患った9歳の男の子を育てる男性は家族とともに訪れ、開設を喜んだ。

ひなたでは自宅での生活計画の作成から災害時の支援計画まできめ細かく相談に応じる。医療的ケア児の相談窓口は行政や病院に散らばっているケースが多く、一元化した窓口の設置は全国でも珍しいという。区内には医療的ケア児が約200人いるとみられ、区は積極的に自宅や施設を訪問していく考えだ。

杉並区は2014年に国内初となる障害児専門の保育園を誘致し、医療的ケア児の受け入れを進めてきた。18年度以降は医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスも区内2カ所に開設して家族の就労を後押ししてきた。デイサービスは満員の状態が続いていることから、22年3月には3カ所目となる施設をオープンする予定だ。

6月に成立した医療的ケア児支援法は努力義務にとどまっていたこうした支援を自治体の「責務」と明記した。全国に約2万人いるとされる医療的ケア児のうち、都内には2000人超が集中するとの推計もある。新法成立を機に自治体の関心は高まっており、障害児保育園などを展開する認定NPO法人フローレンスには問い合わせが相次いでいるという。

新法は都道府県に対しては支援センターの設置を義務付ける。都福祉保健局は「まだ国から設置概要などが示されておらず、通知を待っている状態」としつつも、関係各所との連絡会を21年度から協議会に格上げして設置に向けた下準備を始めた。

全国医療的ケア児者支援協議会の事務局も務めるフローレンスの森下倫朗さんは「これまでは医療的ケア児支援に対する自治体間の温度差は大きかったが、法施行は格差是正のきっかけになる。都は各自治体の課題をしっかりと把握し、全体の底上げを促してほしい」と期待を寄せる。



世田谷区の支援センター開所日には米国の五輪代表選手と医療的ケア児らの交流会が開かれた（3日）

…などと伝えています。

△世田谷区医療的ケア相談支援センター

Hi・na・ta（ひなた）が事業を開始します【令和3年8月～】

東京都障害保健福祉課 令和3年7月21日

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/007/d00191191.html>